

玉川村防災マップ作成業務委託

仕 様 書

令和 8 年 6 月

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、玉川村（以下「委託者」という。）が実施する「玉川村防災マップ作成業務及業務委託」（以下「本業務」という）に適用し、業務の適正を期するため受託者が遵守すべき事項について定めるものである。

(業務の目的)

第2条 本業務は、洪水・土砂災害等が発生した場合における被害予測、浸水想定区域等の周知を図るとともに、各種災害情報、避難所情報及び防災学習情報を分かりやすく1冊に収録し、住民の諸災害に対する防災意識の向上に資することを目的とする。また、災害時における本冊の持ち出しや、平常時における家庭内、住民同士の話し合いにも活用しやすいよう、サイズやデザインに配慮し、実効性に優れた令和2年3月発行の玉川村防災マップの改訂版を作成するものである。

(履行期間)

第3条 本業務の契約締結日から、令和9年3月12日までとする。

(準拠すべき法令等)

第4条 本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる法令や基準等に準拠して実施するものとする。

- ① 災害対策基本法
- ② 災害救助法
- ③ 水防法
- ④ 福島県地域防災計画
- ⑤ 玉川村地域防災計画
- ⑥ 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月国土交通省水管理・国土保全局）
- ⑦ 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月国土交通省水管理・国土保全局）
- ⑧ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ⑨ 避難情報に関するガイドライン
- ⑩ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府）
- ⑪ その他関連法令、規則及び通達

(貸与資料)

第5条 委託者は本業務遂行のために必要な以下の参考資料を貸与し、受託者は貸与品について責任を持って保管と管理を行い、本業務完了後に貸与された参考資料を速やかに委託者に返却することとする。

- ① 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に関するデータ（Shape形式）
- ② 各浸水想定区域等に関するデータ（Shape形式）
- ③ 指定避難場所・指定避難所・主要目標物などの掲載内容一覧（Excel形式）
- ④ その他作成に必要な資料（加工可能なデータ形式で提供）

(業務体制)

第6条 業務を担当する企画編集者や責任者は、本業務の意図および作成目的を十分理解し、必要な専門知識と当該業務に従事した経験を有する者とする。

(打合せ等)

第7条 受託者は本業務を適正円滑に実施するため、業務遂行中必要に応じて、委託者と打合せを行うこととする。尚、本業務は突発的な協議や作業実施が発生されることが想定されるため、Webでの打合せ実施に対応できるようにすること。

(疑義等)

第8条 本業務の実施にあたり、受託者は委託者と常に連携をはかり、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、お互いにその都度協議を行い、決定事項に沿って業務を遂行すること。

(守秘義務)

第9条 受注者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

(成果品の所有権)

第10条 本業務における成果品の所有権は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用してはならない。ただし、受託者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識、著作権、技術に関する権利などは、受託者及び第三者に留保されるものとし、それらの編集や複製を行う際は、権利者の承諾を得ることとする。

(提出書類)

第11条 受託者は、本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を委託者に提示し承認を得るものとする。

- ① 着手届
- ② 業務工程表
- ③ 業務主任技術者届・経歴書
- ④ 受注要件等、委託者が必要とするもの

第2章 玉川村防災マップ作成 業務内容

(仕様)

第12条 防災マップの作成については以下の仕様とする。

(1) 防災ハンドブック(冊子)仕様

- ・規格：仕上がり A4 判
- ・加工：中綴じ 28 ページ(表紙・表 4 含む) 表 3 ポケット加工
- ・用紙：表紙表 4=マットコート紙 A 判 86.5k/本文=マットコート紙 A 判 57.5k
- ・印刷部数：1,000 部
- ・印刷形態：両面 4 色刷 (C・M・Y・K)

(2) ハザードマップ仕様

- ・規格：仕上がり A4 判 (展開 A1 判相当とする。)
- ・加工：蛇腹 3 山+2 折り
- ・用紙：マットコート紙 A 判 57.5k
- ・印刷部数：合計：1,000 部
- ・印刷形態：両面 4 色刷 (C・M・Y・K)

・基図を見易くするために高精細FMスクリーン印刷とすること。

※全数防災ハンドブック表3ポケットに折加工済みのハザードマップをセットして納品すること。

第13条 ハザードマップ（地図データ）の内容については下記のとおりとする。

i) 背景地図（基図）の作成

・最新の国土地理院刊行の数値データ「国土基本情報（GML形式もしくはSHAPE形式）」、「基盤地図情報（GML形式）」をGISソフトで展開し情報の取捨選択を行った上で、必要な情報を抽出し作成すること。主要な地形・地物の経年変化については、市が貸与する資料を基に適宜修正を加える。また、基図上の行政界・字界・町丁界・鉄道・道路・河川・公園等のうち、彩色によって明示が必要なものについては編集を行う。

・測量成果の使用について国土地理院の測量成果を使用する場合は、測量法30条にもとづく地図の使用承認申請を行うこと。申請書の作成については受注者が行い発注者に書類を提出すること。公的な地図とするため、民間事業者が権利を保有する地図データベースを使用しての地図作成は行わないこと。

・道路形状を表示したものを作成し使用すること。

・各マップの縮尺、掲載範囲、掲載位置及び表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、発注者と協議の上決定するものとする。

・作成にあたりGISデータを扱う業務であること、且つ、地図の測量精度を保つため、自社のGIS上級技術者もしくはGIS1級技術者が地図データの精度管理を行うこと。

※主な地物：行政界、町丁目界、道路、鉄道、市役所等公共施設、学校、交番、駐在所、消防署、その他必要とされる公共物等

ii) 地図掲載内容

・「洪水浸水想定区域」「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」「指定緊急避難場所・指定避難所」「公共施設」等の情報を掲載することとする。

・表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、背景地図に表示し、色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。

iii) その他注意点

・地図データにおいて、多種の警戒区域等が重なるエリアについては、色彩使用、ハッチ、アミ点等の技法を使用し、見やすい成果品となるよう努めること。

・色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。

・文字はユニバーサルフォントを使用し年齢や身体能力に左右されることのない、配色や文字の大きさ等を配慮したメディアユニバーサルデザイン（MUD）を用いた作成を行なうこと。尚、本業務全てにおいて、自社のメディアユニバーサルデザインディレクター資格を有する者を業務責任者として配置すること。

第14条 防災情報記事（冊子）内容については以下のものとする。

i) 防災情報記事（冊子）内容

・資料を収集・整理し、発注者と受注者が協議の上決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。なお、過去実績において使用した記事を使用・提案することを認める。

「地震（避難方法・対策）」「風水害（避難方法・対策）」「土砂災害（避難方法・対策）」「地域の防災」「応急手当・AED」「日頃の備え」「ペットの防災」「村の制度」「避難所一覧」等をイラスト・文章等により構成、配色を行い、見易さに留意し作成すること。

(校正)

・文字校正 3 回以上，色校正 1 回（簡易色校正）以上行うものとする。

（ホームページ掲載用データの作成）

・作成した記事・地図データは市のホームページに掲載するため、受注者はこれを了承し、画像加工した上で、データ化し、納品すること。

第 3 章 成果品

（成果品）

第 15 条 本業務の成果品は次の通りとする。

（1）玉川村防災マップ（表 3 ポケットにハザードマップをセットしたもの）…1,000 部

（2）打合せ簿…1 部

（3）委託業務報告書…1 部

（4）ホームページ掲載用データ

（PDF 形式・データの切り出し方法は別途協議の上、決定する）…1 式

2 成果品の納入先は委託者の指示する 1 箇所に納入することとする。